| | |
|---|---|
| | 五　中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定める期間内においては、禁止する。<br>六　中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐろ漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 |
| 北太平洋さんま漁業 | （略） |
| ずわいがに漁業 | 次に掲げる海域におけるずわいがに漁業の操業は、禁止する。<br>イ　沖合底びき網漁業の項第一号イに規定する水域<br>ロ　北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十二度五十九分五十秒の線、北緯四十度十分九秒の線及び東経百三十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域 |
| いか釣り漁業 | 一～三　（略）<br>四　南緯三十度の線以南、西経百六十五度の線以西、南緯五十五度の線以北、東経百六十度の線以東の海域におけるいか釣り漁業の操業は、毎年七月一日から十月三十一日までの期間内においては、禁止する。 |

（新設）

| | |
|---|---|
| 北太平洋さんま漁業 | （新設） |
| いか釣り漁業 | 一～三　（略）<br>（新設） |

別表第五（第三十条、第三十二条、第三十三条、第三十七条、第百六条、第百七条関係）

| 区域 | 上欄に掲げる区域内に立ち入ることができる者 |
|---|---|
| 一　漁業に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定第二条1に規定する海域 | 漁業に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定第二条3に定められたカナダ政府の権限ある当局が発給した許可証を有する者 |
| 二　ギルバート諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とギルバート諸島政府との間の協定第一条に規定する海域 | ギルバート諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とギルバート諸島政府との間の協定に基づいてキリバス政府の許可を受けた者 |
| 三　漁業に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の協定第一条に規定する海域 | 漁業に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の協定第四条に定められたソロモン政府の発給した許可証を有する者 |
| 四　漁業に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の取極1に規定する海域 | 漁業に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の取極2に定められたフランス政府の権限のある当局が発給した許可証を有する者 |